企画競争実施の公示

次のとおり、企画提案書の提出を招請します。

令和８年１０月１５日
支出負担行為担当官
稚内開発建設部長　北 原　 政 宏

１　業務概要

(1)　業務名及び業務概要

稚内開発建設部管内　道路気象情報提供

本役務は、稚内開発建設部が直轄管理する国道、高規格道路を安全かつ効率的に維持管理するため、稚内開発建設部管内（以下、「管内」という。）の道路管理者等を対象に、管内地域に関する災害予測等も含めた気象情報を、24時間リアルタイムで提供するものである。

(2)　業務内容

ア　道路気象情報の提供

稚内開発建設部の道路業務に携わる職員等に下記の情報を提供する。

・道路気象情報
・道路気象テレメータ情報
・雪氷予測情報
・降雪量予測情報
・災害事前予測情報

イ　緊急防災情報の通知

緊急防災情報が発表された、又は発表する時、対象者が所持する防災用携帯電話等に、メールで通知する。

(3)　履行期間　 令和８年１１月２６日から令和９年３月３１日まで

(4)　電子調達システム（ＧＥＰＳ）の利用

本件は、企画提案書の提出、特定通知等の手続き等を電子調達システムで行う対象案件である。なお、電子調達システムにより難い場合は、紙方式参加願（別記様式１）を提出するものとする。

２　企画競争参加資格要件

(1)　予算決算及び会計令（昭和２２年勅令第１６５号）第７０条及び第７１条の規定に該当しない者であること。

(2)　令和７・８・９年度国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」において、Ａ、Ｂ、Ｃ又はＤ等級に格付けされ、北海道地域の競争参加資格を有する者であること（ただし、地方自治体を除く。）。

また、競争参加資格のない者は、企画提案書提出時までに競争参加資格の決定を受けていること。

(3)　会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づき更生手続開始の申立がなされている者又は民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づき再生手続開始の申立がなされている者でないこと。

また、更生手続開始の決定を受けた者又は再生手続開始の決定を受けた者は、次に掲げる書類を提出していること。

ア　更生手続開始決定書又は再生手続開始決定書（写し）

イ　決定等に伴い、定款、役員等に変更があった場合は、競争参加資格審査申請書変更届

(4)　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態を継続している者でないこと。

(5) 北海道開発局長から指名停止を受けている期間中でないこと。
(6) 電子調達システムから説明書等を直接ダウンロードした者であること、又は支出負担行為担当官から説明書等の交付を受けた者であること。
(7) 技術力に関する要件
気象業務法（昭和２７年法律第１６５号）第１７条の規定により、気象庁長官から気象の予報業務許可を受けた事業者で、稚内開発建設部管内及びその周辺海域を、気象予報の対象とする区域として許可されていること。
(8) 業務に関する要件
企画提案書を提出するものは、下記に示される「同種業務」について、平成28年度以降公示日までに完了した業務の実績を有すること。
同種業務 ：国、地方公共団体、特殊法人等が発注した気象予測等業務
(9) 技術者等に関する要件
ア 配置予定管理技術者については、企画提案する法人と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。なお「恒常的な雇用関係」とは、企画提案書の提出日において３ヶ月以上の雇用関係にあることをいう。
イ 配置予定技術者が次の資格及び業務実績を有する者とする。
〇資格
管理技術者：気象予報士
担当技術者：気象予報士（担当技術者を複数配置する場合においては、最低１名が資格を有していれば良い）
〇業務実績
管理技術者
：過去10年間において、同種業務の経験を有する者（平成28年度以降公示日までに完了した業務を対象とし１件以上の実績を有さなければならない。）
同種実績：国、地方公共団体、特殊法人等が発注した気象予測等業務

３ 手続等
(1) 担当部局
〒097-8527 稚内市末広５丁目６番１号
北海道開発局 稚内開発建設部 契約課長補佐（調達）
電話 0162-33-1074 電子メール hkd-wk-chotatu@gxb.mlit.go.jp
(2) 説明書の交付期間、場所及び方法
ア 交付期間
令和８年１０月１５日から令和８年１１月２５日まで
イ 交付方法
電子調達システムにより交付する。ダウンロード方法は、以下の北海道開発局ホームページを参照すること。（説明書等に対する質問があった場合の回答についても同様にダウンロード機能により交付するので、ダウンロードの際に「更新通知メールの配信を希望する」に必ずチェックを入れること。）
https://www.hkd.mlit.go.jp/ky/ki/kaikei/ud49g70000006ao7-att/slo5pa000000snxv.pdf
なお、電子調達システム未導入であっても、インターネット環境があれば交付を受けることが可能である。ただし、やむを得ない事由により電子調達システムによる交付を受けることが困難な場合は上記(1)に問い合わせること。
(3) 電子調達システムのＵＲＬ
https://www.p-portal.go.jp/pps-web-biz/
※システムの都合上「企画競争」については、電子調達システムの「公募型プロポーザル機能」において掲載している。
(4) 企画提案書の提出期限及び方法
ア 提出期限

令和８年１０月３０日１２時００分

イ 提出方法

電子調達システムにより提出すること。ただし、発注者の承諾を得た場合及び紙方式参加願（別記様式１）を提出した場合においては、原則として上記(1)に記載のアドレスあてに電子メールにより提出すること。

４　その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨　　日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 関連情報を入手するための照会窓口　　４(1)に同じ。

(3) 企画提案書の作成及び提出に要する費用は、提案者側の負担とする。

(4) 提出された企画提案書は、当該提案者に無断で２次的な使用は行わない。

(5) 企画提案書に虚偽の記載を行った場合は、当該企画提案書を無効にするとともに、記載を行った提案者に対して指名停止の措置を行うことがある。

(6) 特定した提案内容については、国等の行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成１１年法律第４２号）に基づき、開示請求があった場合、あらかじめ「開示」を予定している書類とする。

(7) 企画提案書を特定された提案者は、企画競争実施の結果、最適な者として特定したものであるが、会計法令に基づく契約手続の完了までは、国との契約関係が生じるものではない。

(8) その他の詳細は説明書による。